

「令和7年国勢調査広報業務」企画提案募集に係る質問及び回答

○令和7年6月12日説明会終了後から6月19日午後5時までに受け付けた質問を掲載している。
○掲載にあたり体裁を整えるため、質問の内容が変わらない範囲で文章を一部変更している。
(括弧書、句読点及び接続詞の加筆、誤字・脱字の修正及び文言の補足等)

番号	質問	回答
1	5年前の国勢調査の統計調査結果は提供可能か。	千葉県における、令和2年国勢調査の結果の概要及び要約を、千葉県ホームページの下記URLのページに掲載していますので、ご確認ください。 また、調査の詳細な集計結果については、同じページに総務省統計局へのリンクを設定しておりますので、必要に応じご覧ください。 ○千葉県ホームページ「令和2年国勢調査について」 https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/kokuseichousa/r02/index.html
2	千葉県から外国人居住者の多い市区町村データ等の提供は可能か。	県では、毎月の住民基本台帳の移動状況により集計した、「千葉県毎月常住人口調査」において、市町村の日本人・外国人別の人口を掲載していますので、ご確認ください。 ○千葉県ホームページ「千葉県毎月常住人口調査」 https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/joujuu/index.html また、別の統計として、入国在留管理庁が「在留外国人統計」を作成し、在留外国人数を集計しております。 県国際課が、千葉県ホームページにおいて、「在留外国人統計」を基に千葉県分の統計を作成し公表していますので、併せてご確認ください。 ○千葉県ホームページ「県内在留外国人統計」 https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/toukeidata/kokusai/gaikokujinsuu.html
3	前回の令和2年の国勢調査に関して、インターネットでの回答率は市町村単位でわかっているものの、実際の回答率（紙での回答を含んだ）について市町村単位でのデータを提供いただくことは可能か。 この質問の趣旨は、仮説として、老年の方が多い地域などはインターネット回答が低い傾向にあるものの、調査員の方が直接接することが可能な住まいが多いと予想されるため、国勢調査の回答率自体は悪くなく、“老年の方が多い地域のインターネット回答率の引き上げ”は優先度が低くなるのではと考えているためである。	回答率に関しては、総務省統計局がホームページにおいて、令和2年国勢調査の市町村別のインターネット・郵送別での回答状況を公表していますので、参考としてください。 ○総務省統計局「令和2年国勢調査の概要」 ページ下部「令和2年国勢調査の回答状況（インターネット・郵送）」 https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/gaiyou.html
4	千葉県国勢調査のSNSアカウントの開設予定はあるか。	現時点では、県で国勢調査広報用のSNSアカウントを開設する予定はありません。
5	企画提案書の体裁について、縦横指定はあるか。	縦横の指定はありません。
6	プレゼンテーションの参加人数に上限はあるか。	会場の広さに限りがあることから、参加者は説明者及びその補助者を含め、3名を上限として調整をお願いします。
7	プレゼンテーション時、モニターは使用可能か。	モニター等の機器は使用できません。 提出いただいた応募書類をもとにプレゼンテーションを行っていただきますので、今どの項目を説明しているのか審査委員がわかるよう、書類にページ番号を記載するなどの工夫をお願いいたします。
8	プレゼンテーション時間に制限はあるか。	プレゼンテーションの時間は、説明15分間と質疑応答10分間の計25分間とさせていただきます。
9	プレゼンテーションは（オンラインではなく）リアル開催（実地での実施）という認識でよいか。	審査委員会（プレゼンテーション）は、千葉県庁内でのリアル開催です。 審査委員会は令和7年7月9日（水）の午後を予定しており、応募者には別途詳細をお知らせします。
10	委託業務内容について、『（3）外国人居住者向け広告の企画・実施 ①企画・実施内容 国勢調査に係る外国人居住者向けポスター等の広報物を、県内市町村別の外国人の居住状況に応じて、より周知効果が高い場所において掲示、配布及び放映等を行う。』とあるが、こちらはインターネット広告以外のものを指しているのか。 インターネット広告で外国人居住者に向けての配信施策を企画する場合、（2）の”インターネット広告の企画・実施”に含むのか（3）の”外国人居住者向け広告の企画・実施”に含むのか判断をするため、質問したい。	外国人居住者向け広告の企画・実施につきましては、基本的な広告手段として、外国人居住者が多い地域における施設等でのポスター等の掲示を想定していますが、外国人居住者に向けた効果的な提案として、インターネット広告等を提案することも差し支えありません。 なお、その提案内容が複数の項目にまたがる場合は、提案書類において、それぞれの項目に記載し、同様の内容については「再掲」と記載するなどご対応ください。

11	若年層とは、一般的には15～34歳と15～24歳と2タイプいずれかで定義されることが多いですが、本件の場合の若年層とはどちらか。もしくは、他に想定している年齢があるか。	本件における「若年層」とは、他の年代と比較して聞き取り調査率の高い、40歳未満の者を想定しています。
12	『無関心な層』について、何をもって無関心と定義されているか。 特に定義等がない場合、弊社の仮説としては、若年層（10～30代）の単身者、単身赴任や他県からの学生などで居住期間が短く地域への帰属意識が低そうな者、多忙なビジネスパーソンのように考えているが、この仮説には大きなずれはないか。	本件における「調査に無関心な層」とは、国勢調査について、全員が調査の対象であること、重要な調査であること及び回答は義務であること等への認識が低い層を想定しています。
13	質問番号12同様、『プライバシーの意識が高い層』についても、何をもってプライバシーの意識が高いと定義されているか。 特に定義等がない場合、弊社の仮説としては、情報リテラシーが高い層、IT系の企業に勤めるビジネスマンのように考えているが、この仮説には大きなずれはないか。	本件における「プライバシーの意識が高い層」は、調査等において、個人情報回答することに抵抗がある方等を想定しています。
14	インターネット広告の誘導先は国勢調査2025キャンペーンサイト（https://www.kokusei2025.go.jp/）でよいか。	お見込みの通りです。
15	仮にインターネット広告で外国人居住者に向けたバナー広告を配信する場合、資料1の広報における制作物の中に外国人向けのバナーは用意されるか。 その際、以下の言語の用意が可能か確認してほしい。 中国語・ベトナム語・タガログ語・ネパール語・韓国語・ミャンマー語・インドネシア語・タイ語・英語	総務省統計局作成の広報物に、外国人居住者向けのバナーはありません。
16	質問番号15で、他の言語でのバナーの用意がない場合、一部または全部の言語版の広告用バナーを弊社で制作することは問題ないか	総務省統計局が作成したバナー等の広報物を、翻訳等により改変することはできませんが、新規に多言語対応の広告用バナーを制作することは可能です。
17	質問番号16の際、編集可能な元のデータ（aiファイルやpsdファイル）のご連携と、弊社にてその改変することは可能か。	総務省統計局が作成したバナー素材を改変することはできません。
18	仕様書の資料1からインターネット広告の広報素材は全てバナーや動画の素材と見受けられるが、配信するコンテンツは広報素材のみか。 例えば、画像＋テキストのような媒体やメニューでの配信も可能かを判断したい意図である。	広報素材については、総務省統計局が認める範囲内において、内容の変更による転用が可能です。 原則として、広報素材自体に記載されている文章の修正・削除・追加は行えませんが、広報素材と併せてテキストを掲載すること等、素材自体を改変しない使用であれば、事前の確認の上、承認を受けることで可能となります。
19	広報素材の在日外国人用ポスターについて、こちらはどのような言語のものが用意されているか。 なお、提供上限数の720枚の言語ごとの内訳がわかるとよい。	提供可能な在日外国人用ポスターは、28言語で「令和7年10月1日現在で国勢調査を実施します」という一文が一面に記載されたポスター1種類となります。
20	質問番号19で弊社がイメージする言語のポスターがない場合、広告バナー同様に、弊社で別言語のものを制作、または改変することは可能か。	総務省統計局が作成したポスター等の広報物を、翻訳し改変することはできません。 なお、デザインの異なる新たな多言語対応のポスターを制作することは可能です。